

2011年11月14日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

— 国務院公告関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第198号)

増値税徴税範囲拡大 ～2012年1月1日より上海市で試行開始～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

貨物および役務の税制における二重課税の問題を解決し、税收制度を完全なものにし、現代サービス業の発展を支持するため、2011年10月26日の国務院常務会議において、2012年1月1日より上海市で交通運輸業と一部の現代サービス業に対して増値税制度改革を試験的に実施し、営業税を徴税している業種について段階的に増値税の徴税へと変更することを決定しました。

税制度については、第12次5ヵ年計画(2011年～2015年)においても、税制構造、租税の公平負担、分配関係などを最適化し、健全な税制度を整備することや、増値税の徴税範囲を拡大し、それに合わせて営業税などの徴税を削減して調整することなどが明記されており、今回の増値税制度改革の試行はその第一歩と言えます。

今回の増値税制度改革の概要は以下の通りです。

1. 上海市の交通運輸業、および一部の現代サービス業に対して試験的に実施し、条件が整い次第、一部の業種を選択し、全国に展開する。
2. 現行の基本税率17%と低税率13%の増値税税率に加えて、6%と11%の税率を新たに設置する。
3. 試行期間中、試行地区に帰属する営業税収入は、増値税への変更後もその試行地区に帰属する。
試行業種の営業税優遇政策については継続することができ、増値税の特徴に基づき調整する。
試行地区の納税者が納税した増値税は、規定に基づき控除することができる。

■ 増値税および営業税の概要と問題点

現在、中国では、貨物の販売などに対して課税される増値税と、サービスの提供に対して課税される営業税の2つの流通税が存在していますが、それぞれの生産過程において売上税額から仕入税額を控除することができる増値税に対して、営業税は仕入額の控除がなく、営業額に対して課税されます。

	課税対象	税率	課税額
増値税	中国国内(境内)における貨物の販売・加工・修理補修、貨物の輸入	基本税率17% 低税率13%	当期売上税額－当期仕入税額
営業税	中国国内(境内)における課税役務の提供、無形資産の譲渡、不動産の販売などサービスの提供	3%または5% (娯楽業については最大20%)	営業額×税率

近年、サービス業は分担や多様化が進み、生産企業へのサービス提供が増えてきていますが、すべての生産過程で営業税が課税される上、前過程での仕入額を控除することができないため、サービス業発展を抑制する要因の一つとなっていました。

■ 上海市で施行後、全国へ展開

増値税制度改革の全国展開における問題の一つとして、増値税と営業税の税收分配があります。増値税の税收は75%が国へ、25%が地方税へ分配されるのに対して、営業税は地方に分配されるため、地方政府にとって営業税は重要な収入源となっており、増値税徴税範囲拡大に対しては消極的であると見られています。また、国税と地方税がそれぞれ独立していることも、増値税徴税範囲拡大による税收分配の調整をより困難にしています。増値税徴税範囲拡大による影響を緩和し、全国への展開をスムーズに進めるため、まずは国税と地方税が分離していない数少ない都市の一つである上海市で交通運輸業および一部の現代サービス業に対して試験的に実施し、条件が整い次第、全国へ拡大されます。また、試行期間中、試行地区に帰属する営業税収入については、増値税への変更後もその試行地区に帰属するとしています。さらに、試行業種の営業税優遇政策については、増値税の特徴に基づき調整し継続することができ、試行地区の納税者が納税した増値税は、規定に基づき控除することができます。また、今回の増値税制度改革では、従来の17%、13%の増値税税率に加えて、新たに6%、11%の税率が設置されました。

今回の増値税制度改革については、適用される現代サービス業の具体的な業種、新設された6%、11%税率の適用業種、優遇政策の調整方法など不明な点も多く、具体案の公布が待たれています。上海市では2012年1月1日から試行が開始されますので、今回の改革が適用される企業については、税制変更に対する準備が必要です。

関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

【 解説 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。